

審査内容及び審査基準

(別紙6)

【A 書類審査】

審査項目(大)	審査項目(中)	審査基準	配点	
1	業務実績等	申請団体(母体)の業務実績・財政基盤	母体となる団体等の事業実績があり安定性・継続性があるか。財政状況が良好か。	5
		現在行っている児童福祉事業の実績 ※	業務内容及び活動実績において、本業務の遂行を行うに足りる十分な知識と経験を有する法人(人材)であるか。	5
3	事業計画等	運営方針について	運営方針や放課後児童健全育成事業についての考え方は適切か、また魅力的な事業運営が可能か。	5
4		事業計画について	事業計画、収支予算が明確かつ具体的であり、また支援員等の配置、施設の整備等について実現可能なものか。	5
評価基準票(A)小計			20	

※放課後児童健全育成事業の実績があればその事業について、なければその他児童福祉事業について

【B 施設審査】

審査項目(大)	審査項目(中)	審査基準	配点	
1	施設所在地	来所する児童の安全性・利便性を考慮し、施設は学校周辺に位置しているか。	5	
2	小学校からの道路状況	来所する児童の安全性・利便性が確保できた道路状況となっているか。	5	
3	施設の特性等	施設構造・階数・面積確認	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えているか。	5
4		屋内・外の遊び場の確保	公園や広場が近くにあるなど、児童が遊ぶ環境に十分配慮した場所に位置しており、安全性が確保されているか。	5
5		施設内の安全面の確保	生活の場として安全に過ごせるように構造物等が配慮されているか。	5
評価基準票(B)小計			25	

【C プレゼンテーション】

審査項目(大)	審査項目(中)	審査基準	配点	
1	基本理念等	基本理念、方針、目標、児童の健全育成について	放課後児童健全育成事業の基本理念や健全育成の理解についての考え方、理解が適切か。事業に対する熱意が感じられるか。「佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」他関係法令等に基づく事業運営が可能か。	10
2	事業内容等	児童の発達に応じた効果的・魅力的な事業内容・特色のある活動	児童の発達段階に合った事業内容であり、効果的・魅力的な内容となっているか。児童の意向を反映していく体制があるか。	10
3		特別な配慮が必要な児童への支援	学校や保護者との情報共有・連携、支援員の加配や研修など対象児童への支援体制が具体的であり、実現可能であるか。	5
4		保護者との関わりについて	保護者だより・保護者会活動等、保護者の関わりについて、具体的に実現可能であり、保護者の就労等への配慮がされているか。保護者の意見を反映していく体制があるか。苦情への解決体制が整備されているか。	5
5		地域・学校・行政機関との連携、協力について	地域や学校及び行政機関との連携について、関係性を確立するための実施方法が具体的かつ積極的であり、実現可能であるか。	5
6	管理運営等	職員の配置体制・法人等のバックアップ体制	責任者や必要な支援員及び補助員の適正な配置が計画されているか。通常期だけでなく長期休業日等の配置・及び勤務体制が過密になっていないか。法人等のバックアップ体制が具体的なものであり、実現可能なものであるか。	5
7		職員の人材育成・研修体制 情報管理(個人情報保護等)	人材の育成方法(接遇能力や専門知識の向上等)及び研修体制(研修内容の具体的な例を提案)は充実しているか。適正な個人情報の取り扱い等がなされ、情報管理が徹底される具体的な管理方法が示されているか。	5
8	安全対策・危機管理等	災害・ケガ・防犯対策等について	大雨や火事等の防災対策及び災害時の対応と体制が整備されており、実現可能か。児童のケガ等の事故防止や安全対策に関する取組、対応策(マニュアル等の整備)不審者や児童の行方不明等の緊急時の対応と体制が整備されているか。(マニュアル、連絡体制等)	5
9	地域の承諾	地域との協議状況について	児童クラブの開設について、地域住民等に承諾を得ているか。	5
評価基準票(C)小計			55	
評点合計(評価基準票(A)+評価基準票(B)+評価基準票(C))			100	